



## 特別ニュース 第4号

2005年3月16日

島根大学職員組合

内線 2198, ダイヤルイン 32-6407

E-mail [union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp](mailto:union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp)

WWW <http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

**島根大学が独立行政法人になって、私たちの権利や働く環境はどのように変わったのでしょうか。**

### [ 法人化後の島根大学では ]

これまで私たちは、国家公務員でした。そのため、私たちの身分保障や賃金・労働条件などは、国家公務員法や人事院勧告などによって守られ、かつ定められてきました。しかし、国立大学は、2004年4月から独立行政法人となり、私たちの身分は、国家公務員ではなくなりました。民間企業で働く労働者と同じように、私たちは、自分たちの身分や労働条件は自分たちで守らなければならなくなったのです。

### [ 過半数代表者が選ばれているから大丈夫！？ ]

島根大学では、労働者代表として、過半数代表者が選ばれています。これは、労働組合が労働者の過半数を組織していない場合、労働者を代表するものとして選ばれるもので（労基法第90条）、使用者が労基法第89条に定められた事項の就業規則を制定・改正するときには、大学は、過半数代表者の意見を付して就業規則を行政官庁（労働基準監督署）に届出なければなりません。そのため、大学は、過半数代表者に意見を求めるのです。

ところで、過半数代表者は、大学と協議して就業規則をよりよいものに改正するとか、労働条件をより充実したものにするために大学に提案するなどはできません。過半数代表者は、大学から求められた際に意見を提出することしかできないのです。過半数代表者の意見をどのように扱うか。それは大学の判断に委ねられています。就業規則を定めるのは大学であり、過半数代表者の意見の内容（同意か、反対か、修正要求かなど）は基本的に関係ないのです。

このように見てきますと、過半数代表者の権限が非常に限られていることは明らかです。

### [ 大学との交渉を行えるのは労働組合です ]

私たちの身分保障や労働条件をめぐり、大学と交渉できるのは労働組合です（労組法第6条）。島根大学が独立行政法人となり、私たちの身分が非公務員となった今、労働条件の改善を行うためには、労働組合が大学と交渉することが必要になります。（裏面へ）

実際に、今度の就業規則改正案では、非常勤職員に対して夏期特別休暇が認められることになりました。これに加えて、時間雇用職員に対しては、忌引き休暇が新たに盛り込まれています。これらはいずれも、組合が、学長交渉や総務部長交渉でねばり強く交渉を重ねた成果です。

また、長期病休者が続出したとき、大学と交渉を行い、長期病休者への適切な手当を要求するとともに、これ以上病休者を出さないための職場改善を早急に行うよう求めたのは組合です。

組合が要求しなければ、私たちの労働条件は改善されません。もっと働きやすい職場環境を実現するために、組合は、活動しているのです。

### [ 過半数組合が必要なのです ]

私たちの労働条件を改善し、私たちが働きやすい職場を作るためには、組合がもっと大きくなる必要があります。先にも見ましたように、交渉権を持っていない過半数代表者では、大学に積極的に提言を行うことは出来ませんし、労働条件改善などを目指して大学と協議することも出来ないのです。労働組合が、その役割を担っているのです。

しかし、労働組合が弱くては、私たちの意見もまた弱い力しか持ちません。大学との交渉の場で、強い力を発揮できる労働組合になること。これこそが、私たち島根大学職員組合の目指しているものです。そのためには、組合員の数を増やし、労働者の過半数が加入している過半数組合になることです。過半数組合になれば、現在過半数代表者が行っていることもすべて組合が行うことになります。島根大学に働いている職員の代表者として、組合は大学と交渉に臨むことが出来ます。そうなれば、私たちの労働条件はもっと改善されるでしょうし、もっと働きやすい職場環境が実現するでしょう。

独立行政法人化後、全国の国立大学法人で働く教職員は、業務の新たな増加や仕事の複雑度が増し、長時間労働・「サービス残業」が新たに常態化してきています。また、人件費の削減は、給与水準の引き下げをもたらしたり、人員削減による労働強化を引き起こす恐れがあります。それらを防ぐためにも、労働協約を締結する必要があるでしょう（労基法第92条）。そのためには、労働組合が大学と協議を重ねる作業が必要です。さらに、労働組合と大学が日常不断に協力して、教職員の労働条件改善に取り組みする必要があります。過半数組合は、大きな力となるでしょう。

### [ 早く過半数組合に！！ ]

独法化後、全国の国立大学では過半数組合が実現しています。昨年4月から9月末までの間で、全国で10を超える大学で過半数組合が実現しました。さらに増え続ける状況です。国家公務員でなくなった今、私たちの身分を守り、職場環境をよくし、働きがいのある職場を実現するためには、過半数組合が必要だからです。

島根大学職員組合は、残念ながらまだ過半数組合になっていません。しかし、一人でも多くの方に組合に加入していただき、一日でも早く過半数組合になりたいと願っています。私たち一人一人の力を合わせ、島根大学を少しでもよい大学にしたい。それが、独法化後の、島根大学で働く教職員の願いです。

**まだ組合員でない教職員の皆さん。是非、組合に加入してください。**

----- キ リ ト リ -----

### 島根大学職員組合 加入申込書

島根大学職員組合御中

島根大学職員組合に加入したいので申し込みます

氏名	生年月日	性別
印	年 月 日	男 ・ 女
所属	学部 課（室）	学科 係
職種	E-mail	

学内便で組合BOX（法文学部棟3階西側）へ提出願います。